

台湾植民地期の言語政策

安藤正次と二語併用の台湾

2004 年度東京大学教養学部課程論文
基礎科学科科学史科学哲学分科 4 年 小町守

はじめに

本論文では植民地期台湾の言語政策について論ずる。台湾は1895年に日本に領有されて以来、1945年に中華民国の支配下になるまでの50年間、日本の南方進出の足がかりとしてさまざま実験的な統治が行なわれてきた。植民地地域では、他の政策と並んで、被支配民族に対する言語政策が実施された。いや、むしろ台湾においては全ての政策の中でもっとも重要なものとして、言語政策が行われたと言ってもよい。

台湾は歴史的に見て対岸中国本土の福建省地域の移民が多く、これらの移民が話す閩南語、次いで客家語が数の上で優位な言語であったが、台湾の中部に広がる高山地帯から東部には、台湾を北端として東はイースター島、南はニュージーランド、西はマダガスカルに至るまで広く分布するオーストロネシア語族に属する言語を話す少数民族がいた。

このように複数の言語が混在して使われていた状況のもと、日本は初の植民地を前にして、国家としての言語をいかに扱うべきか判断を迫られることになった。日本は古くよりアイヌ語を使うアイヌ人、朝鮮語を使う朝鮮人、中国語（官話）を使う中国人などの異語民族と交流していたが、日本語を話すとされていた「内地」でも標準化された「国語」なるものは存在しなかった¹。むしろ、台湾を初めとした海外で、日本語の非母語話者に対して日本語を教育する、といった実用上の目的から、そして日本語教育の手段としても、「国語」教育を求める声が日増しに強くなっていったのである。

ここでいう「国語」とは、ただ時間の経過とともに自然発生的に出現したのではなく、言語政策によって明治30年代以降意図的に創出されていったものであるⁱ。日本においては「国語政策」という単語が言語政策という意味で使われることがしばしばあったが、それは欧州におけるような言語問題は日本においては政治的な問題として主題化しない、つまり、国家語ⁱⁱの強制によって民族的抵抗に遭ったり、複数の言語を公用語として制定する必要があったり、といったような事態が日本においては起こりえないだろう、というある意味楽観的

ⁱ 以下、かぎっこ「」は、そういう政治的意図をもって創り出されたことを明示的に表すために用いる。

ⁱⁱ 国家語とは Staatssprache の訳で、公的に使われる言語のことを指す。国際的な場で対外的に使われる国家語は外的国家語、国内で国民に対して使われる国家語は内的国家語と呼ばれる。

な予想を当時の言語学者および国語学者がしてきたからであり、この見方はそのまま植民地での言語政策にも当てはまる。

本論文では、こうした状況の中、明治期に行われた「国語」創出の過程、そしてそこで創られた「国語」が台湾において実際どのような政策として行われたのかについて述べる。その際、台湾にあって日本の台湾統治時代の言語政策に大きな影響力のあった人物、安藤正次に登場してもらおう。

彼は日本の台湾の植民地領有期後半、1928年から台北帝国大学文政学部国語学講座の教授と台北帝国大学の総長を歴任し、戦後も国立国語研究所の設立に奔走して、国語審議会の理事として、現在使われているいわゆる「現代かなづかい」や当用漢字の制定に尽力した人物である。彼が植民地での言語政策において強い発言力を持ったのは、台北帝国大学に来てから、特に台北帝大総長であった1941年から1945年の4年間であろう。

安藤がこの時代にあって興味深い点は、明治時代後期から戦時中にかけての言語学者・国語学者は、戦機が高まると日本軍と歩調を合わせるかのように言語政策を行うべきだという気運が強まるのに対し、あくまで冷静に、時代背景の影響をほとんど受けていないかのように、常に同じ主張を繰り返す、といったところである。とはいえ、これは安藤が言語政策に関する発言を試みなかった、というわけではなく、むしろ逆に積極的に対外的・対内的な言語政策を進めるべきである、と主張している。ただし、その背景に浮かび上がってくるものは、政治に関する野望ではなく、「国語学」という学問に科学的な基礎づけを行いたい、という野心であった。安藤の中では一国の言語政策さえも国語学の基礎づけのために利用している、と言ってもよいほどである。

当時の言語学者・国語学者の間には、日本の全支配地域に「国語」を普及するべきだとか、大東亜共栄圏に共通語として「日本語」¹を展開するべきだ、といった考え方が広く見られたが、安藤正次の言語政策観には、二語併用（バイリンガリズム）と呼ばれる独特のものがあった²。二語併用というのは、公的な場所では国家語を使い、それ以外の場所では生活語としての母語を用いる、といった国家語と母語の二言語状態を認める、という主張である³。

¹ 現在国語という言葉が日本語と言い換える運動が進んでいるが、「日本語」という概念は「大東亜共栄圏」において共通語として流通させる言語、という来歴を持っている。本論文では、かっこを付した場合はこうした歴史性を持った言語としての日本語を示す。

明治から大正にかけて、欧米に留学して西欧言語学を日本に輸入し、それをもって「国語学」の近代化を企図する学者が多い中、彼の思考過程は欧州においても影響を受けず、また台湾の地にあっても動かされることはなかった。安藤の「二語併用」は欧州留学によって植民地において研究されるべきものとして現れてきたが、彼が「二語併用」を唱えるまでの思考過程には、日本で培った「国語学」への熱望が渦巻いていた。

安藤が二語併用の考え方をもち、台北帝大にやってきた当時、台湾における「国語」教育の結果、台湾人の言語生活は、本島人ⁱは台湾語（もしくは客家語）と日本語の、そして原住民ⁱⁱは彼らの母語ⁱⁱⁱと日本語の二重言語生活となっていた。公的な場所ではいずれも支配言語である日本語を使用するよう強制されたが、生活語には本島人も原住民もそれぞれの母語を用いている、といった状態であった。しかしながら、安藤の著作に見える発言を追ってみると、台湾人の二重言語生活解消に向かうよう台湾で単一言語、「国語」を使うよう教育することは理に適っている、という発言を繰り返し、二語併用の可能性を無視しているかのように見える。本論文は、特にこの点に着目して、安藤正次にとって二語併用とは、そして台湾とはなんであったのかを考えてみたい。

日本の言語政策の始まり

そもそも言語政策とは20世紀後半になってから社会言語学の用語として脚光を浴びるようになった概念である⁴。この概念は言語の標準化・多言語状況の解消といったものを政治的に行う、という考え方で、言語を統制することが国家の利益につながるという考えが浸透していった結果産まれたものであったが、明治初期の日本にはそもそも言語政策という概念が存在しなかった。そこで、最初に近代日本において言語が政策の対象となっていく過程から話を始める。

明治初期においては、国語についての学問は帝国大学では「和文科」という

ⁱ 本論文では、「台湾人」は「本島人」と「原住民」からなるとする。この他にも台湾には日本「内地」から渡ってきた人々が居住することになる。

ⁱⁱ 清朝下では「蕃族」もしくは「生蕃」と呼ばれ、後に日本の植民地支配時代は「高砂族」という呼び名になり、中華民国下になった後は「高山族」と呼称されるようになった、という変遷があるが、現在彼ら自体は原住民という呼称を自ら使うことがあるようなので、ここではそれに従った。

ⁱⁱⁱ タイヤル語・セディク語・サイシャット語・ツオウ語・ルカイ語・パイワン語・プユマ語・アミ語・ブヌン語・ヤミ語など。

名称で研究されていたもので、江戸期に盛んであった国学の系統を引き継いで行われていた⁵。ここから巣立っていった上田万年という人物と、その弟子たちによって、国家における言語統制の重要性が唱えられるようになっていった。日本において国語が政治的問題になっていったのは、彼らの運動に端を発する。

上田万年は明治 21 年に帝国大学和文科を卒業し、後に帝国大学国語研究室設置の立役者となる人物であるが、彼が国家による言語統制という考えに至る背景には、1890 年 6 月から 1894 年 6 月におよぶ 4 年間のヨーロッパ留学があった。彼がヨーロッパで滞在したのは主にドイツであるが、ドイツでその当時盛り上がりを見せていた青年文法学派の学者たち、そして全ドイツ言語協会のドイツ語純化運動とドイツ語による愛国心の形成を目の当たりにし、日本でも「国語」を創出しようという働きかけを行うようになる⁶。そのため、彼は帰国後「国語」研究のための「国語学」の必要性を説く。

上田は「国語」とその研究を行う「国語学」の必要性を訴えるために、まず手始めにヨーロッパ留学の直後 1894 年に「国語と国家と」という講演を行った（この講演の内容は『国語のため』という本の中に収録されている）。

言語はこれを話す人民に取りては、恰も其血液が肉体上の同胞を示す如く、精神上の同胞を示すものにして、之を日本国語にたとへていへば、日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし。[……] 其言語は単に国体の標識となる者のみにあらず、又同時に一種の教育者、所謂なさけ深き母にてもあるなり。⁷

言語を「国民の精神的血液」、また「国民の慈母」とする比喩は、彼のあともさまざまな場所で折に触れて語られていくことになるが、この講演の中で上田万年は「国語」を中心として近代国家を、そして日本帝国を作り上げるべきであると、その第一歩として「国語」創出のための研究を行うべきだ、と主張するのであった⁸。ここにおいて日本で初めて、言語を政策的に研究する必要性が認知されていった。

この講演を行ったあと、彼は翌 1895 年帝国大学総長に対して国語研究室の設置を求めた⁹。それを受けて 1897 年に設置された国語研究室は、初代室長となった上田の熱意も強く、当初は国文学（和文）からの学問的な自立という面に加え、国語教育や国語政策という実践的な面に力点を置いていた¹⁰。

ちょうど 1895 年というのは日本が初めて台湾という海外植民地を得た時期であり、一民族一言語を掲げて日本という国家を作り上げていくことはまだ直接的な困難に直面することはなかったが、上田の教え子たちが「国語政策」としての言語政策ⁱを行う時期には、日本が海外で行った植民地での日本語教育実践が、国内での「国語」問題に跳ね返ってきた。

たとえば上田の「国語」創出プログラムにあくまで忠実であった教え子の一人、保科孝一は、「満洲国」で定着した仮名遣いの問題を国語の標準化につなげよう、という意欲を持っていた¹¹人物であった。彼は日本語を外国の学生に教えた経験から、日本語教師の方言が学習の妨げになっていることに関して、早急に標準語を定めるべきである、と主張¹²し、海外での日本語問題を「内地」での国語改良につなげるという意図が鮮明であった。

また、上田のもう一人の教え子であり、朝鮮の京城帝国大学法文学部国語国文学第二講座助教授を務めた時枝誠記は、母の言葉（上田の言う「国民の慈母」としての言葉）が国語であるという考え方に疑問を抱き、もし仮に母の言葉が国語であるならば、朝鮮にいる人々の国語は朝鮮語ということになる、ということに気がついた¹³。そうすると、上田の主張を言葉通りに解釈すれば、朝鮮においては朝鮮語を「国語」とすべきことになるのであるが、時枝はこの問題に対し、朝鮮人には日本語を教えることが彼らの福利につながる、と考えて朝鮮人に対する「国語」強制を正当化していった¹⁴。そして、むしろ「国語」は標準化・規範化された言語であるからこそ「国語」なのであり、この規範化された「国語」をこそ日本（朝鮮はもとより「内地」ですら）で教育すべきである、という考えを強く打ち出していった。

保科にせよ時枝にせよ、共通するのは標準化された「国語」を創り出して普及することであり、それは時と共に形成されるものではなく、積極的に国家が関与して制定し、教育を通じて広めていくべきものだったのである。ここに「国語政策」が唱えられる根源がある。

ⁱ 「言語政策」という言葉も「国語」と「日本語」の対応と同じく「国語政策」「言語政策」と並んで使われるべきで、「国語政策」が明治後期以降の「国語」を普及する政策だとすると、「言語政策」は昭和 10 年代高まった「日本語」を母語でない地域に広める政策のことであるが、本論文では括弧を付さないで言語政策と書く場合、単に言語の標準化や多言語状態の解消を行う政策、という意味で使う。

植民地における日本の言語政策として特徴的なのは、頑ななまでに一国一言語、もしくは一国二言語（地域語＋公用語、ただし公用語には日本語が収まる）を押し通したことである。一国一言語政策が行われた地域としては、台湾領有と前後して、国内植民地と呼ばれた北海道、そして沖縄、海外の植民地であった朝鮮と台湾（そして1937年以降は「満洲国」）で「国語」教育が行われた。

北海道においてはアイヌ語、また朝鮮においては朝鮮語、台湾においては閩南語（台湾語ⁱ）や客家語、そして原住民の言語といったものがそれぞれ話されていたが、これらの地域は日本帝国の版図に編入されていたため、それらの言語は禁止され、「国語」専用地域に編成されることになった。

北海道において言語政策と呼べるものが行われるのは、16世紀の終わり、松前藩が幕府から北海道の統治を任されたときからである。松前藩はいわゆる「愚民化政策」、つまり支配者の言語（日本語）を被支配者（アイヌ人）に教えず、一方的に富を収奪する相手と見る対処をする¹⁵。後に18世紀末に国防上の理由により北海道が幕府の直轄地となったとき、アイヌ人に対し積極的に日本語を教える同化政策を試みるが、長続きせず、1901年に制定された「北海道旧土人教育規定」をもって「旧土人」の子弟に対し「国語」を教える方針を明確にした（1922年に「内地」と同じ教育課程にしたのも台湾などと事情は同じである）¹⁶。

一方の沖縄では、1879年の廃藩置県以前には、琉球王朝のエリート層は日本以外との外交には漢文、日本とのやりとりには和文、そして日常生活には琉球語といった多言語併用状態であったが、廃藩置県によって琉球王国時代の教育機関は全て廃止され、80年師範学校81年小中学校と次々に新しい教育機関が設置され、「普通語」教育が始まった¹⁷。この北海道から沖縄につながる流れは台湾での「国語」教育にも引き継がれていったが、台湾以降と以前との大きな違いは、「国語」を通じて「国民」を形成しようとした点である。

これら以外の地域、つまり日本の版図に収まっていなかったマレー、フィリピン、ビルマ、シンガポール、インドネシアといった地域では、必ずしも「国語」

ⁱ 日本統治以前は「台湾」という単位で意識されることは少なかったが、日本による「国語」教育によって「台湾語」としての地位を与えられていったので、以下言語学的側面を強調する場合は閩南語と呼び、日本統治下の台湾において台湾人の母語としてもっとも使われていた言語のことを台湾語と呼ぶ。（台湾語は閩南語の一分派である）

を強制せず、国家語としての地域語と、共通語としての日本語を抱き合わせる形での言語政策を行った¹⁸。これは、欧米列強の宗主国言語を日本語が置き換えるほどの力を持っていなかったことと、元よりこれらの地域が多言語社会であった、ということが理由として挙げられる¹⁹。日本が海外の植民地に対して「国語」政策を行っていったのは、元々漢文（漢字）文化の素地がある場所に、日本語をもって漢文に代える、といった政策から始めたのも、二語併用地域で日本語のみの教育を行うのが実践上困難であった理由の一つと考えられる²⁰。

台湾・朝鮮・南洋諸島・沖縄・樺太での日本語教育は「国語」教育と呼ばれたのに対し、他の地域での日本語教育は「日本語」教育と呼ばれたように、将来においてその地域が日本に帰属すべきかどうかで国語を中心とした統治政策に違いがあったのである²¹。

このように日本が植民地で異言語と向き合うことによって「言語政策」の重要性は増したものの、日本の「内地」もしくは台湾・朝鮮・「満洲国」といった地域では、言語に関する政策は「国語政策」と呼ばれていた。これは最終的にはそれらの地域を「国語」専用地域にするという見解の表れであり、「一民族＝一言語＝一国家」という固定観念から来たものであった。また、日本が現地で話されている言葉から恣意的に選んだ言語を公用語としてその地域で流通させるのも、結局は同じモデルの上に民族間の橋渡しをする媒介言語として日本語を使わせる、といった考え方からであり、一つの国家には一つの言語、というこのモデル自体が疑われることはなかった。

以下台湾での言語政策、つまり「国語政策」について検討するが、台湾での「国語政策」とはすなわち「国語」教育のことであった。まだ植民地の支配方法、政策が全く決まっていないうちからも、「国語」を用いて被支配民族を精神的に日本と同化させ、日本民族の一員となしていく、という方針だけは決定していた、というほどであり、日本のこれ以降の植民地政策の根幹として参考にされた。

台湾における「国語」教育

台湾の教育は1894年の日清戦争によって日本が台湾を領有することとなった時点から出発する。この時期の日本には言語政策などと呼べるものはなかった、という指摘がたとえばイ・ヨンスクからなされている²²が、そもそも日本にとっては台湾が史上初の海外植民地であり、植民地政策と呼びうるものすら存在し

なかった、といったほうが正確である。

日本による台湾領有から敗戦までの台湾の教育を大きく分けると、台湾教育令が発布された1919年、それが改正された1922年、そして義務教育が始まる1941年とそれ以降の4つに分けることができる²³。初の植民地領有のために試行錯誤しながら台湾教育令の制定までに至る準備期間、民族運動の高まりを恐れて「内地」と台湾での差別的な扱いをなくし、教育を統一していった期間、改正台湾教育令を元に「国語」教育を固定化していった期間、そして徴兵制をにらんで皇民化政策を厳しくしていった期間の4つである。

台湾が日清戦争当時どのような言語環境にあったのか確認すると、当時の台湾の人口は約260万人²⁴と言われていて、そのうち閩南語話者が約8割、客家語話者が約1割、約2%が原住民であった。

歴史的に見ると台湾は5万年前の旧石器時代から原住民が住んでいた。次いで1600年前後中国や日本の海賊が根拠とするようになり、1624年にオランダが、1626年にスペインが台湾への進出を始めたが、1642年にオランダがスペインを放逐し、台湾を領有するようになったが、1662年鄭成功が明朝復興を掲げてオランダを本島より駆逐したのをきっかけに、台湾対岸の福建省から徐々に人々が移住することとなった²⁵。鄭成功はオランダから台湾島を取り戻したあと三代に渡って約60年間台湾島を支配したが、結局清朝によって滅ぼされ、以後台湾島は日本支配下に入るまで福建省の一部として統治されることとなり、このときから閩南語話者の移住に拍車がかかった²⁶。その結果、漢化して言語的には閩南語を喋るようになった原住民²⁷以外は山間部および本島東部に追いやられた。広東系の客家語話者も清朝による統治が始まってから移住してくるようになったが、彼らは閩南語を話す集団と原住民との間、本島中央部に割り込むような形で住み着いた²⁸。こうして、台湾には閩南語話者と客家語話者、そして原住民が共存する多言語社会となっていたのである。

台湾でこのように形成された多言語社会は、どの言語が特別優位ということもなく、居住者の地域によって使われる言語の住み分けができていたのだが、日本統治時代日本語の翻訳対象としてもっとも話者人口の多かった閩南語を「台湾語」として選びとったため、植民地期を通じて日本語支配が強化される反面、台湾語が台湾の中で特別な地位を得るようになった²⁹。日本の植民地支配終了後、北京語を話す人々が中国本土から流入したために、戦後台湾の「国語」は台湾訛りの北京語を基礎としたものになった³⁰が、台湾ナショナリズムの核と

して台湾語の復権がにわかに叫ばれているのは、この日本による植民地支配の影響だと見ることもできよう³¹。

多言語社会においてもっとも話者が多い言語を選択し、それを日本語教育のための作業語とするのは、日本が支配した他の多言語地域においても同じであった。日本の進出地域では日本の言語政策は一国一「国語」＋共通語としての日本語、といった形態を原則とし、そこには一民族一国家一言語が当然である、といった考え方が元になっていた³²。

台湾で本島人と原住民といった言語学的・文化的にも大きく異なる民族に、日本語・日本文化というこれもまた本島人・原住民いずれとも異なるものを普及するに当たって、台湾での「国語」教育は、台湾人と内地人とで異なった体制にしており、また、当初は本島人と原住民と内地人とそれぞれ別に教育されていた。内地人は小学校に通い日本で受けるのと変わらない教育を受けることができたが、本島人は「国語」中心に編成された公学校という学校で学ぶこととなり、公学校を通じて日本国民へと錬成するための教育を受けることになった³³。

原住民に対する教育は、当初警察組織による学童教育に始まり、「国語」だけを普及していたが、政情も安定し、特に文化程度も高いと評価された一部の地域においては、本島人同様公学校が置かれ、義務教育が行われた。行政区域内の他の地域では、本島人向けの公学校が設置された後も、原住民を対象とした国語伝習所により無償で「国語」教育を行っていたが、国の経費負担の問題で1905年に全廃され、本島人向けの公学校とは別に原住民のための公学校（蕃人公学校）が設置されることとなった³⁴。行政区域外ではこれらとは別に警察による教育がなされており、蕃童教習所という教育施設を経て、行政区域による違いは1908（明治41）年の蕃童教育標準によって共通化され³⁵、「蕃人」公学校において、「国民」精神の形成と「国語」教育が行われることとなった³⁶。

台湾領有後初期の国語学校での日本人教師の育成においては台湾語の学習が必修であった³⁷が、これは台湾語が多くの本島人の間での母語となっており、日本語の教育に当初母語と日本語の対訳方式を採っていたからであった。この対訳方式での教育は、台湾語を母語とする地域では台湾語と日本語の対訳、原住民の言語を母語とする地域では原住民族語と日本語の対訳として行っていたが、日本語を教えることのできる教師が「国語」教育の高まりの中で不足したため、

1899（明治 32）年ごろから順に直説法ⁱに切り替わり、日本語のみを用いた日本語教育を行うようになっていった³⁸。

台湾は日本帝国の版図として組み込まれ、「国語政策」を行うべき地域として設定されて徹底した「国語」が行われてきたわけだが、もともと教育に関心が高い台湾での教育熱の高まりを背景に、1928年に台北帝国大学³⁹が設立された。

そして台北帝国大学の設立と同時に、欧州留学から戻ったばかりの安藤正次は文政学部の国語学国文学講座担当教授として赴任した。彼はこの国語学講座を中心に台湾の「国語」教育を理論的に後押しした。次では彼が台湾に来るまでの経歴を少し追ってみよう。

安藤正次

安藤正次は 1878 年に生まれ、15 歳から 21 歳まで神宮皇学館に学んだ。彼が神宮皇学館で過ごした最後の秋に、ヨーロッパ留学帰りの上田万年が神宮皇学館で「国語」に関する講演を行ったことが、安藤の将来を決めた。彼はそこで聞いた上田の国語観に感銘を受け⁴⁰、神宮皇学館を卒業したあと、東京帝国大学文科大学の選科生として、当時できたばかりの言語学科に入学した。卒業後彼は 1904 年から 1916 年まで神宮皇学館の教授、その後早稲田大学の教授などを歴任したあと、1926 年 3 月から台湾総督府在外研究員としてアメリカ・イギリス・ドイツ・フランスに留学した。1928 年 2 月に日本に帰国し、翌月開学の台北帝国大学の文政学部国語学国文学講座の教授となった⁴¹。

帝国大学に博言学科が設置され、チェンバレンが日本語研究に西洋言語学の手法を導入したのを近代日本語学の第一期とすると、チェンバレンの教え子である上田が、西洋言語学から輸入した考え方をもって「国語」の創設に意欲を燃やしたのは、近代日本語学の第二期の始まりと言えるだろう。上田はヨーロッパ留学からの帰国後、近代国家には「国語」が必要であるという考え方を深め、「国語学」の必要性を広く訴えた。その結果、帝国大学に国語研究室が設置され、博言学科が言語学科と改称された。そんな時期に安藤は言語学を学び、研究者となったのである。

当時の状況を振り返ってみると、明治期の言語学の研究者は、欧米に留学し、

ⁱ すでに習得している母語に頼らず、教える対象の言語のみを用いて言語教育を行う教授法。

留学先での言語学の影響を受けて、帰国後も留学先での見聞に基づいた活動を続ける、といったことが稀ではなかった。上田がドイツの言語学や国家観に触れて「国語」の創出と「国語学」の創始の必要性を訴えたように、上田の教え子たちも各々ヨーロッパに留学して欧州の言語問題を目の当たりにし、言語政策の必要性を痛感する。

安藤正次が植民地にあつて言語政策を理論づけしていったように、「内地」にあつて「国語」政策を強烈に推し進めていった保科孝一は、ヨーロッパ留学中にドイツのポーランド統治やスイスの多言語統治について調査し、植民地での同化を目的とした言語政策には国家による首尾一貫した長期的な計画が不可欠という考えを持つように至った⁴²。上田の教え子の中では、当時日本は朝鮮を保護国化し台湾を領有しているという状況にもかかわらず、日本では言語問題は政治問題化しない、という考えを持つものが多かった⁴³が、保科は日本でも言語問題が政治化する可能性に気づき、標準語の制定と国語国字の整理を急務のこととして⁴⁴、言語学的な研究よりも、国内の言語政策に没頭した。

安藤も保科と同じく留学中に欧州の言語問題を調査する機会に恵まれたわけだが、彼が主な調査の対象に選んだのはイギリスの言語政策であった。イギリスで言語問題を調べるに当たって彼が念頭に置いていたのは、英語を国家語、スコットランド語・ウェールズ語・アイルランド語といった地方語がどのような関係にあるのかという二言語状態を調査し、その中で特にアイルランド語の使用を禁止され、英語を強制されたアイルランドの状況を見よう、というものであった。

わたしは、英国在留中の一つの仕事として、スコットランドにおいてはスコットランド語、ウェールズにおいてはウェールズ語が、英語に対してどうゆう関係に立っているかを考え、さらにアイルランド自治州においてはアイルランド語復興の運動がどうゆう風に進行しているかを見ようとゆう希望をいだいてみた。⁴⁵

そもそも当時からイギリスは英語を母語とする話者のみで構成されているわけではなく、アイルランドの他にスコットランド・ウェールズといった地域にはそれぞれスコットランド語を母語とするもの、ウェールズ語を母語とするものが暮らしており、英語は国家の言葉としてそれらの地域で使用されている、と

いった状態であった。

この中で特にアイルランドの例が特徴的なのは、アイルランドは1922年にイギリスの自治州として成立しており、アイルランド自由国の憲法の中において、英語を公用語としながらもアイルランド語を国語として使用することを規定しているところである⁴⁶。安藤は1927年からの留学の際にここを訪れるが、それは英語という支配言語の中で抑圧されているスコットランド語・ウェールズ語・アイルランド語といった言語が、どのように「国語」としての地位を「復興」していくのかを見る、といった問題意識からであった。

このアイルランドでの言語状況をつぶさに観察することにより、安藤は「バイリンガリズム」という概念を見出した。

二語併用 (Le bilinguisme, Die zweisprachigkeit, Bilingualism) といふ術語は、広狭いろいろの程度の内容をもつてゐる。二つのちがつた種類の言葉が、同じ地方に住居してゐる人々の間に、相並んで用ゐられてゐる現象をさしていふのが本義であらうから、リユクサンブール国のやうに、元来のリユクサンブールの国語はすでに第十世紀以来影をひそめてしまつて、現在はフランス語とドイツ語とが相並んで国語として用ゐられている国を二語併用の国といい、ウェールズのやうに、元来の母語としてのウェールズ語があつて、そこに英語がまた国語として用ゐられるやうになつてゐる地域を二語併用の地域といふのは、その本義にかなうわけであるが、ベルギーのやうな国を二語併用の国といふのはその本義にかなはないことになる。[……] しかし、二語併用といふことを広く解すれば、ベルギーなどの例もそのうちに含ませてみる事が出来よう。⁴⁷

この「二語併用」は、話者の使う二言語（たとえば母語と国家語）が全く異なつた言語である場合が典型的であるが、同一言語にあつても「方言」と「標準語」の間でも成り立つ考え方⁴⁸で、標準語を広める過程で方言を排斥しない、という考え方も、広義の二語併用と呼ばれる⁴⁹。

安藤は戦時中最後まで「日本語」の海外進出に関して二語併用の構えを崩さなかつた⁵⁰が、台湾においては「国語」と現地語（台湾語など）の二言語状態の解消を目指すような「国語」教育を支持する。たとえば、これは「アイルラン

ド自治州の国語政策」と同年に書かれた「二言語併用地域における言語教育」の中からの抜粋であるが、ここにおいて彼は「二語併用」ではなく、「一語専用主義」が妥当であると主張する。

わが台湾は、まづ大体から見て、現在では二語併用地域であるといつてよい。言語教育上の方針からいへば、国語はウエールスにおける英語、カタロニヤにおけるイスパニヤ語の地位を占めて居るのであるから、一語専用主義の教育が施されてゐるといへる。⁵¹

二語併用地域において、国語による一語専用主義の教育を施すのは、将来その地域をして一語専用の地域たらしめるといふ遠大な政策に本づくのである。国家統治の上から、同一国家に属する国民が同一言語を用ゐるといふことが要望されるのみでなく、被統治者の側から見ても、またこのことが、その福祉増進の上に重要な関係をもつ。〔……〕

わたくしは、領台以来三十有余年の短い年月の間において、わが台湾の一語専用主義の教育が教育当事者の熱意によつて、着々その効果を挙げつゝあることを承認する。⁵²

これはなぜか、以下の節で検討したい。

バイリンガリズムの視線

安藤の言説を時系列に追ってみると、日本から見た異語民族に対して「国語」を教育することが彼の主題となったのは、台北帝国大学に赴任することが決定して欧米に留学したときのことであつた。

彼が初めて国語政策に関する発言を試みたのは、1916（大正5）年に書いた「清朝初の国語政策」という論文であつた。

清朝国初の国語政策が、十分の効果を得ずに、終には失敗に終わつたといふのは、その原因として、第一に、漢人と満人との文化の程度の懸絶、第二に、両者人口の相違、第三に支那国民性の保守的性情を数へるべきであらうが、此よりも猶有力な原因と見るべきのは、満洲語と支那語、満洲文字と漢字との根本的の差異ではあるまいか。両者

の言葉が、附着語と孤立語、多音節語と単音節語といふやうな全く違った性質を有してゐるのであるから、それぞれの言葉をあらはすに適した文字は、亦互に相容れざるものである。⁵³

この中で彼は清朝が国語政策に失敗したのは「両者の言葉が、附着語と孤立語、多音節語と単音節語といふやうな全く違った性質を有してゐる」のに「満洲語」に漢字を使った点、そしてウラル・アルタイ語族の言語とインド・中国語族の言語の違いにある、と論じる。安藤は、言語政策・言語教育を行うに当たっては、言語学上の知識や法則を無視することはできないので、各言語の特質を言語政策や言語教育上考慮しなければならない、と言うのである。彼が 1942（昭和 17）年に書いた「日本語のむづかしさ」では、以下のように書いている。

台湾における高砂族は、本島人よりも、比較的によく国語に習熟して、癖の無い国語を語る。この結果から見ると、本島人と高砂族とによつて、国語のむづかしさに差等があると思はれる。[……] しかして、その難易の差は何によつて生ずるかといへば、それは、言語習慣ⁱの相違に本づく。高砂族の言語習慣は、国語の習熟に対して比較的容易であり、本島人の言語習慣は国語の習熟に対して比較的困難なのである。⁵⁴

このように、言語習得に当たっては母語と習得する言語の間の言語学的な違い（言語習慣）が関係する、という見方を持っていたのである。ここでも、彼は台湾の「国語」教育において言語の違いが習得の難易に影響する、という主張を繰り返し、言語学寄りの視点を崩すことはなかった。

前述の通り安藤が台北帝国大学に赴任したのは改正台湾教育令が公布された後であったが、そこで初めて台湾の「国語」教育と向き合った彼は、台湾ですで行われていた単一言語専用に向かう教育を肯定する。そもそも彼は自らの皇学館時代の講義録から編纂した『言語学概論』の中で、以下のように述べている。

ⁱ 言語習慣というのは言語を使用することによつて身についた言語的な癖、といったような意味合いで使われている。たとえば発音上の言語習慣と語法上の言語習慣がもっとも異言語習得に影響を与えるという。

わが日本の版図内に語られてゐる言語は、われわれのいはゆる日本語のみではない。朝鮮には朝鮮語があり、北海道にはアイヌ語があり、台湾には支那語、蕃語ⁱがあり、樺太にはまた樺太土人の語すなはちオロツコ語やギリヤーク語などがある。〔……〕国語は同一国家に属する全ての国民を精神的に結びつける紐帯であるともいはれている。この故に、近代の国家においては一つの国語をもつて国民を精神的に統一するといふことにつとめてゐる。ベルギーのやうな類例は、一般の国語と国家との関係から見ると、一種の変態である。やむを得ざる事情の下にあらはれた異例である。⁵⁵

つまり、日本は近代国家であるから国語を用いて国民形成するというのは当然のことなのだ、ということである。

安藤が二語併用の考え方をもち、アイルランドでのアイルランド語復興運動に共感したにもかかわらず、台湾での台湾語母語話者に対する視線が感じられない理由として、安田敏朗は、一国一言語が理想状態で、それから離れた形態は異常である、という考え方が原因であると指摘した⁵⁶。このこと自体は確かに一語専用主義に至るもっとも重要な点なのであるが、それだけを強調しすぎると、安藤が台湾で「国語」の普及にお墨つきを与えた意味を見誤ることになる。

安藤が唱えた二語併用について検討してみると、アイルランド語復興運動において安藤が共感を覚えたアイルランド語、というのは、国家語が強制されると抹消される運命にある言語であり、このことが安藤にとって決定的だったと思われる。たとえば安藤は台湾において日本語と「蕃語」との二語併用を認めるわけだが、この「蕃語」について彼が1929年に書いた「世界の言語の国際的調査について」で触れている箇所から引用しよう。

わが台湾の蕃語の如きは、はやく識者の注意するところとなり、幸にも、すでに相当の蒐集採録を経てゐる。しかし、これをアメリカにおけるアメリカインディアン語の研究に比すれば、到底同日の談ではな

ⁱ 「蕃」という語自体に差別的な意味合いはないが、原住民自体がこの語で呼ばれることを快く思っていない、という事情を鑑みて、本論文では引用文以外では使用しない。「支那」も同様である。

い。これをわがアイヌ語の研究に比しても、はるかに遜色がある。しかも、蕃地における国語普及の政策が、ますます効果を挙げるやうになると共に蕃語が漸次衰滅の運に向ふべきは、理の当に然るべきところである。わたくしは、蕃語の徹底的研究は今日の急務であることを信ずる。衰滅の運に陥ることが急でないにしても、蕃語の変遷は比較的速やかである。その研究がはやければはやいほど、学会に対する寄与は多きを加へる。蕃語の研究が進んで、完全な言語地図の作成を見ることを得るに至れば、これ実にわが南方領土の文化的貢献として、世界の学会に誇示するに足るものである。わたくしは、同志の士と共に、かういふ理想の実現される日の早からむことを切望してやまない。

57

このように、「蕃語」の研究は学術的評価が高いので速やかに行うべきである、というのが彼の主張である。つまり、二語併用について、国家語に加えて使用が認められる言語というのは、放置すれば衰退して消滅してしまう言語に限られたことであり、消滅する前に研究を行うのが「文化的貢献」だからである。もっとも、消滅した後は単一言語専用地域になるべき状態であるから、この場合においても背景には単一言語使用が理想であり、二語併用は特別な場合である、という考えがあるのは安田の指摘するとおりである。

台湾において「国語」教育を行うことによって台湾語が消滅することに関して無頓着なのは、台湾において民族的反感が高まらず台湾人が日本精神を会得するかぎりにおいて、台湾語（安藤の表現では「支那語」⁵⁸）は絶滅の危機には瀕していない言語である（対岸福建省に閩南語話者は住んでいるし、「支那語」話者は中国全土に広がっている）ので、言語学者として台湾語を保存しておく必要を感じなかった、ということであろう。

安田敏朗は安藤の論文「二語併用地域における言語教育」中における「わが台湾の一語専用主義の教育が〔……〕世界の他の二語併用地域における言語教育に対して特殊の地位を有してゐる」⁵⁹という部分を「根拠がしめされないままに」唱えていると批判している⁶⁰が、これも安藤は同じ論文中で次のように言っている。

英語とウエールズ語との相違は国語と支那語、もしくは国語と蕃語と

のそれのやうに、根本的のものではない。〔……〕イスパニヤ語とカタロニヤ語との関係もまた、両者は共にインド・ゼルマン語族中のローマンス派に属するものであるが、これを語る民族の歴史的文化的事情が、その融合を妨げてゐるといふぐらゐのものである。それでも、二語併用といふことが、言語教育上に少からざる欠陥を生じてゐる。いはんや、言語の系統を異にし、これを語るものの民族的文化的背景の歴史を異にしてゐる、国語と支那語、国語と蕃語との二語併用地域の言語教育において幾多の困難を見、とかく不徹底の憾みを生ずるのは、けだしまたやむを得ざるわけである⁶¹

これを読めば分かるように、「世界の他の二言語併用地域における言語教育」というのは、安藤によると言語学的にはそれほど困難な教育ではなく、むしろ台湾における「国語」の教育は、「国語」と台湾語、もしくは原住民族語とは言語学的に異なつた性質を持つために、困難である、と述べている。これをもって彼は「わが台湾の一語専用主義の教育が〔……〕世界の他の二語併用地域における言語教育に対して特殊の地位を有してゐる」と言い得たのであろう。台湾の「国語」教育の特殊性を指摘したこの文章に続けて彼は次のようにも言っている。

わたくしは、その研究と実績とによつて、これを世界に誇り得る日の一日も速かならむことを期待するものである。⁶²

安藤は、徹底的に「国語」を中心として日本から世界に誇れる学問の創立を望んだわけである。

また、二語併用に関して国家語と被支配者の言語が異なる場合については上に見たとおりだが、さらにそれを補強するものとして、「標準語」と方言についても見てみよう。

安藤は言語政策へ提言をする傍ら、方言に関しても発言をするようになった。1919（大正 9）年の「方言のみかた」1920（大正 10）年「国語調査私見」1931（昭和 6）年「方言研究の展望」1941（昭和 16）年「方言の地理学的社会学的研究について」1947（昭和 22）年「方言の研究」といったものである。方言関係の文章として一番古い「方言のみかた」には、「国語研究の学理的方面からも、

国語教授の実際的部門からも、将又国語統一の政策的見地からも、方言の研究や観察の必要」⁶³性を感じる、ということが書かれており、「国語調査私見」の中にも「標準語の制定、方言の調査」（傍点原文）という見出しで、こう述べられている。

方言の調査の如きも、従来の調査として発表されてゐるものは、たゞ官僚的に各府県の当局若しくは教育界の手を経て蒐集した報告書などが材料となつてゐるぐらゐに過ぎないから、正確な学術的の調査といへないものが多い。これ等も国家的に相当の経費と設備との下に十分の調査を執行されたいものである。さういふ根本的の調査が出来た上ではじめて国語の統一、方言の矯正も意義ある仕事となり得るのである。⁶⁴

ここでは、方言と「国語」の二重体制が認められているのは、方言が消え去る対象であるから、消える前に学術的な調査を行つて方言研究をするべきである、というのが根本としてあって、台湾の場合と同じく大筋として「国語」での単一言語主義になることを肯定した上での二語併用であることが暗示されている。

このように滅びていく言語を滅びていくがゆゑ調査の対象とする、という視点は、金田一京助のアイヌ語に対する視線⁶⁵、小倉進平の朝鮮語に対する視線⁶⁶と同じものがある⁶⁷のだが、彼らと安藤が決定的に違うのは、安藤は「遠からず滅亡する言語」を研究する意義は、方言の中に言葉の古形が残存しているという考えからでもなく、言語の祖語を措定するためといったものではなく、いわば通時的・共時的な言語学、科学的な「国語学」を行うためであった。

昔の学者は、古言は田舎に残つてゐるといつて、方言のうちに古言を発見することをよろこびとしていた。しかし、われわれの方言の研究は、古言の発見を目的とするのではない。⁶⁸

しからば、方言の研究において、われわれは何を第一の目標におくべきかとゆうに、わたくしの信ずるところによれば、それは与えられた方言の資料によつて国語の史的展開の跡をたどるにある。……一の国語の歴史を明らかにするには、在来の見方のように縦の関係のみに

囚はれることは不可である。横の関係を看過しては正しく発達の跡をたどることは出来ない。否、同一国語のうちにおける継起的状態 (Etats Successifs) と同時的事実 (Données Synchroniques) との両者の考察が相待つて、はじめて、史的展開の経路が明らかにされるのである。しかも、その同時的事実の建設は、継起的状態を決定する段階となるものであるから、この意味において、国語の同時的事実を明らかにする方言の研究は、言語史学における一の重要な役割を演ずるものといつてよいのである。⁶⁹

ここに見られるように、安藤にあつては方言の研究も国語の研究のためであり、言語史への貢献という目的の下に回収されていくのである。

安田敏朗の論文では、滅亡に瀕した言語の将来的な消滅を当然視することは、戦前戦中を通じて主張を変えなかった安藤にしても、他の言語学者と同じく植民地に限ったことだ⁷⁰としているが、これは上に見たように植民地に限ったことではなく、「内地」における方言の消滅も同じこと⁷¹であつた。安藤の行動の根本にあつたのは、「国語学」への欲求であつたのだ。

方言に対するこうした見方は逆に「国語」が普及する中で、方言の研究がまだ盛んにならないまま方言が消えつつある現状に対して、国語政策への苦言とも取れるような一言を発している。「方言の研究」から引用する。

明治時代になつて、西洋の言語学が輸入されてからは、一方において、方言研究の要が認められながらも、他の一方において、国語政策的立場からの国語の統一といふことが重く見られ過ぎた結果として、方言研究の順調な発達、これによつて多少妨げられた傾向がある。⁷²

この2つの文章が書かれた間には、20年以上の開きがあるのだが、言語学の研究上方言の調査が重要である、という認識は戦後も変わっていない。

安藤が二語併用を唱える背景には、最終的な一語専用主義を理想とする考え方に加え、葬り去られる言語に対する学術的な欲求があつた、ということをごここまで見てきたが、それではなぜ彼はそういった言語の研究にこだわつたのであろうか。その鍵は彼の初期の論考の中にある。

安藤は皇学館教授時代の1904(明治37)年「欧米人の日本語研究に就て」、

1907（明治 40）年「国語学上に於ける欧米人の貢献」といった論文を続けて発表した。これらの論文は欧米人によって日本語が研究されているということと、欧米人からどのような貢献があったかを紹介するものであった。いずれの論文中でも彼が評価しているのは、日本語を母語としない欧米人が国語を研究して成果を挙げているということであって、それと同時に国語を理解しない人々（外国人だけではなく日本人の西欧学説の輸入紹介のみをする人も）が国語の研究をすることに対する軽い揶揄が見られる⁷³が、これが書かれた動機は別のところにあった。「欧米人の日本語研究に就て」には次の一節が見える。

我が国人が、国語学上に成せる貢献は如何、と顧みるに、吾人は寧之を数ふるを愧づるのである。実に明治年間の国語の研究、国語学界の運動は、多く外人の手に成り、若くは少くとも外人の刺激によつたものである。⁷⁴

ここからは、明治以降日本語の言語学的な研究が日本人以外の手によってなされていることに対する忸怩たる思いを読み取ることができる。また、欧米の研究者による日本語研究はともするとインド・ヨーロッパ語を前提として行ったものが多く、正しく国語を理解した科学的な研究が日本人によってなされることを希望する、ということを安藤は述べる⁷⁵。つまり、国語学が欧米の学問を頼って研究されるのをよしとせず、日本発で世界の言語学上の成果として発表できるものを求めていたのである。

ここから二語併用に戻って考えてみると、台湾での原住民の言語を調査するという事は、「わが南方領土の文化的貢献として、世界の学会に誇示するに足る」⁷⁶ことであり、台湾が日本の版図として色分けされている以上、これも日本から世界に向けた学術的な言語学上の貢献だ、ということである。また、方言研究に関しても、全国的に方言調査を行って言語地図を作成する⁷⁷ということとは、標準語制定のための予備調査という側面以上に、安藤は日本語を用いた言語学的な調査研究という意味合いを重視し、これをもって日本発の言語学、つまり国語学の学問的自立を図った、ということであろう。

こうした観点から安藤の二語併用を見てみると、台湾において「国語」普及の影で台湾語が消滅していくこと、朝鮮において「国語」教育で朝鮮語が衰退していくことは、それぞれ台湾語の研究、朝鮮語の研究が、日本からの、日本

人にしかできない、世界的に向けての貢献であるとは考えられていなかった、と理解することができる。

安藤にとっては、言語の話されているところが植民地かどうか、といった政治的な状況よりも、いかにして自らのよって立つ国語学を科学的なものにし、世界に向けて認めさせるか、といった学問的な野心のほうがはるかに重要なことだったのである。多数派の言語が少数派の言語を駆逐することは「言語の本質から見て理の当」⁷⁸であると考えていた安藤にとっては、学術的に興味をひかない言語については、統治上の問題がないかぎりにおいては保護する必要はなく、むしろ長期的に見た言語政策上の要請によって、最終的には単一言語専用へと向かう必要がある、という主張に飲み込まれていくのだ。

バイリンガリズムと単一言語専用主義のはざま

前節で、安藤が「バイリンガリズム」という装置をどのように見ていたか、そして最終的な単一言語専用主義への志向を検討してきたが、しかしながら、安藤が考える日本の国家というものは、このように「国語」を使って統一されるものではなかった。『日本新文化史 古代』の中には、彼の日本国家観が見て取れる。

民族が国民的意識に目ざめ、国家を建設するに至るのは、文化的精神の自然の発露である。⁷⁹ [……]

事実において国家は、皇室を宗家とせる血族団体の集合として意識されてきたのである。国家は即ち皇室、皇室は即ち国家であった。この関係から生じた皇室中心の思想は、後世において極めて健全な発達を見、神道の原始的思想と抱合して、こゝに国体の精華を発揮するようになった [……] 日本の神道は日本民族がこの国土において発達せしめた一の偉大な思想であつて、わが国家の体制は、実にこの神道思想の国家的表現である。⁸⁰

ここに見られるように、安藤にとって日本の国家とは第一義的には皇室であり、天皇を中心とする民族の集団であつて、「日本民族の民族精神の中核を成してゐる国家的神道」⁸¹が基礎になっていて、国民精神を下支えするのは「国語」ではなく国家神道であつた。ここから論理的帰結として導かれるのは、日本という

国家を共同体として共有するためには、彼にとっては「国語」が中心となるべきではなく、国家＝民族意識が中心となるべきで、この意識を共有できないうちは台湾や朝鮮とは一つの国家を形成できない、ということであった。安藤は同書で次のようにも書いている。

かくの如き民族的崇敬によつて奉祀せられてゐる神々に対して、吾人は国家的崇敬によつて奉祀せられてゐる神々を考へて見なければならぬ。前者を氏族神といひ得べくば、後者は国家神といひ得べきものである。或は民族神といふ方が一層ふさはしいやうにも思はれる。

国家神もしくは民族神といふべき神々は、国家もしくは民族全体が崇敬奉祀する神々である。〔……〕我が建国の体制からいへば皇室即ち国家といふやうな関係になつてゐるから、国家の建設者たる皇室の祖先神はやがて国民全体の崇敬奉祀する祭祀神であり、国家の祭祀神であるといふことになる。⁸²

日本で行われている神道には血族関係をベースにしたものと、国家＝皇室をベースにしたものが存在するという区別があるのだが、「国家」はこの天皇を中心とした国家的神道を中心として形成されなければならない、ということである。

安藤は1937（昭和12）年に至って、日本が台湾などの「外地」に対して行う「国語」政策は、欧米列強が植民地に対して宗主国の言語を強制するのとは出発点が違い、内地延長主義、すなわち「一視同仁」の考えから発するものである、ということで台湾での単一「国語」政策を正当化するようになる。

台湾に対して我が国が母国語専用主義をとつた事は、前に述べたが、当時欧州に於いて、この方法は策のよろしきを得ないものであると表してゐた。併しこの評は、功利的観点から言つたもので私は賢明な策であつたと信じてゐる。欧州人の言は植民地の言葉と同じ言葉を役人に使用させようとするので植民地を搾取しようといふ態度から発するものであり、我が国のは、在来の領土、人民と同じ如くみなさうとする一視万民の立場をもつてゐるので、出発点から異なるのである。⁸³

動機が違うだけで強制ではなくなる、などと考えるのは、言語政策に関して

緻密な安藤にしてはあまりに稚拙な議論であると思われるが、日本帝国という同一国家を形成するためには、国家神道を奉じなければならない、というのが第一原理であった安藤にとっては、その地域が最終的に日本国家に編入されるのかどうか、といった点がもっとも重要なのであった。

それを間接的に裏づけるのは、台湾において母語（「支那語」もしくは「蕃語」）の使用と、強制によらない「国語」教育（この認識については後述する）によって獲得された日本語の二語併用を認めたことと、「内地」において母語（方言）と学校教育で教えられる「標準語」との二語併用を認めたことである。

つまり、いずれの場合においても「国語」「標準語」といったものは強制されるべきではなく、また、「国語」「標準語」といったものが母語の排斥を伴うものであってはならない、という考えが基盤になっており、ここには上田や保科のように「国語」の創出が政治的な問題になりうるといった認識は希薄であった。

このことは、先にも引いた「皇民の錬成と国語の台湾」を見るとはっきりする。

内地における言語上の二重生活は、標準語と方言との関係に止まるが、本島における二語併用は、支那語もしくはインドネジャ語と国語との併用であり、異質の言語、すなはち、国語と系統を異にするものと国語との併用であるから、その間に、大に趣を異にするものがある。その併用は、一国内における言語上の対立を意味することになり、統治上に影響を及ぼすことが少くない。しかも、わが国の国語政策は、新附の領土に対しては、当初から国語専用主義を採用してあるのだから、さういふ対立は許さるべくもない。したがって、本島における二語併用は、公に認められた制度ではなく、単に過渡期における現実として存してゐるに過ぎないものであることは牢记されなければならぬ。

84

ここでは二語併用が許容されるべきは、そこで使われる 2 つの言語が言語学的に類似性があるかどうか、といったことがキーポイントであるとされている。教育を受ける側の母語、もしくは二語併用者の母語に関して、支配者の言語との親和性が関係してくる、といった主張は、安藤は早くから「清朝初の国語政

策」や「台湾における国語教育」の中でしてきている。安藤にとって単一言語専用主義が国家的神道によって正当化されるのだとすると、二語併用は言語学的に正当化されるのである。

「国語」による近代日本の創設を説いた上田や保科といった言語学者とは違い、安藤が容易に政治的な言語政策に取り込まれていかなかったのは、前節で見たような国語学への野望がもっとも大きな要因であると思われるが、もう一つには、ここに示したように国家神道という別の国家構成原理を彼が持っていたからであり、それは神宮皇学館出身という彼の特異性にあるといえるかもしれない。

安藤は、ある国家が新たに支配下に治まった民族に対して国家語の使用を義務づけ、彼らの母語の使用を禁ずるといった政策のことを強制的な高圧政策と呼んでいるが、こういった強制的な言語政策は被支配民族の民族的な反感を助長するので避けるべきである、という見方をする。

強制的普及といふことは、元来、一の国家が、新にその版図に帰した地域、またはその支配下に入った属領の住民に対して、法令その他の威力によつて母国語の普及を意図する場合において、はじめて可能なのであるが、その場合にあつても、ドイツがポーランドに対して、イギリスがアイルランドに対して、かつて実行したやうな、絶対に在来の言語の使用を禁圧し、母国語の使用を強要するといふ方策が、一時的には、また表面的には、効果を収め得るやうにも思はれるが、歴史の証するところによれば、さういう高圧政策は、徒に民族的反感を助長し、統治の上にもおもはしからぬ結果を生ずるのみならず、母国語普及の真の目的をも達成することが出来なくなるのである。⁸⁵

そしてそれはなぜかという、「母国語」の普及の真の目的が同化政策であるからだ、という。

しかるに、その普及策が、かへつて民族的反感を助長するやうな結果を生ずるに至つては、誤れるもまた甚だしいといはなければならない。新附の領域に母国語を普及せしめようとするのは、単に言語の弘通範囲を拡大するといふことのみがその目的ではない。言語を通じて、言

語を同じくすることによつて生ずる情緒の共鳴を通じて、新附の民をして国民的伝統精神を把握せしめ、これを同化せしめるといふのが、さういふ場合における母国語普及の理念である筈である。⁸⁶

この文に見られるように、まずあるべきは異語民族の国民への同化であり、同化の目的を達成するために強制的政策は適当でない、というのが彼の意見の骨格である。安藤がこの見方をする根拠となっているのは、ポーランドに対するドイツの言語政策（保科孝一の紹介による）、アイルランドに対するイギリスの言語政策（安藤自身による調査）の研究によるものであるが、北海道におけるアイヌ民族、台湾における本島人・原住民の例を「国語」の強制だと認識しないのは、ポーランドやアイルランドの例が極めて過酷な政策であった点を意識しており、それとの比較の問題で、アイヌや台湾の言語政策は強制ではない、と認識しているのである。つまり、最終的には国家語に同化することを目的として、長期的に国家語を使わせるためにも方便として二語併用も認める、というにすぎない。

二語併用についてこのことがより明確に現れているのは、彼が1941年に『国語の台湾』に書いた「皇民の錬成と国語の台湾」である。

国語の常用を説くもの、やゝもすれば、国語の常用が内台人の意思感情の疎通に欠くべからざる要因であるといふ。しかし、意見や感情の疎通といふやうな問題は、末梢的のものである。もし、それだけの問題とするのならば、従来オランダがその属領に対してとつて来た言語政策のやうに、土語本位であつてもよい筈である。わが国が、本島に対して国語専用主義の政策をとつて来たのは、もっと高い見地からなのである。国語の体得が、新附の民をして、皇民としての精神生活を営ましめる上に重要な問題をもつといふ見地からなのである。意思感情の疎通といふことよりも、もつと高遠な要求がこれに伴つてゐるのである。⁸⁷

ここでは驚くべきことに、「国語」を教えるのは「内地」人と台湾人の意思疎通のためである、などという意見はあっさり切り捨てられており、「国語」を使うのは皇民化のためであるとはっきり規定している。しかしながら、これは彼の

国家・神道観からすると無理なからぬことであった。この直前で、安藤はこうも書いている。

国語の教養を持ちながらも、国語を強要されないからといつて、その常用を怠るが如きは、皇民たる自覚に欠けている徒といはなければならぬ。⁸⁸

台湾における「国語」教育が強制ではなく、それでいて「国語」の普及に高い効果を挙げていることをいつも賛美する安藤ではあるが、それは自発的に国民として国語を使うように、という、形を変えた「強要」の裏返しであった。

おわりに

台湾の植民地時代における言語政策を、安藤正次の発言を中心に追ってみた。海外初の植民地領有に際し、ちょうど上田万年による「国語」の創出の時代と重なったこともあり、日本の言語政策は暗中模索を繰り返しながらも段々と形を整えていった。

植民地での言語政策の実際は、上田の教え子たちがそれぞれ各自の問題意識として持ちながら欧州留学し、帰国してから欧州での言語問題を日本での問題に当てはめて行ったが、その中で本国においてもっとも影響力を持ったのは保科孝一であり、それと呼応するように植民地台湾で言語政策について影響があったのが安藤正次である。

安藤正次の考えの特徴的な点は二語併用にあるとされるが、彼の二語併用の根底は日本人による言語学の立ち上げであり、ヨーロッパ主導の学問に対する反発によるものであった。単一言語専用主義と二語併用が彼の中で共存しうるのも、日本発の言語学、科学的な国語学という野望があったからである。そして、単一言語専用主義を推し進めることの背景には、国家神道を基礎にした民族国家の形成が彼にとって理想的なものであり、同化主義がなによりも重要なことであって、国家を形成するためには同一の「国語」を共有しなければならない、という信念があった。

安藤は「国語」教育において、また、言語政策において政治的な意図をほとんど感じさせず、むしろ言語学的な関心のために言語政策を利用している、と

言ってよいほどであるが、それは国家の原理として神道を中心に据えるといった考え方、つまりそれを可能にしたのは彼が上田に出会うまでの神道の素地があったからかもしれない。神宮皇学館での学生時代、および教授時代の安藤を研究することによって、安藤と神道、そして国語学との関係の解明が待たれる。

台湾における「国語」政策は強制ではないという主張とは裏腹に、植民地を前に「国語」が強制されていった事実を彼が認識しなかったのはなぜか、これも今後の研究の対象となりうるが、いずれにせよ「国語」の共有が日本という国家にとって必要であると彼が考えていたことは疑いない。

¹ 共通語としては上方言葉が長らく文化語として勢力を保ち、新たな共通語として関東言葉・三河言葉・上方言葉の混成として育まれてきた江戸言葉が台頭してきていたが、これらは標準化への志向を持ったものではなく、自然発生的に成立したものである。(安藤正次「東京語の源流」(1952)、『安藤正次著作集 第一巻 国語学論考 I』雄山閣 (1974)、457-60 ページ)

² こうした「日本語」の来歴について指摘した論文としては、子安宣邦『近代知のアルケオロジー』岩波書店 (1994) 所収の「『国語』は死して『日本語』は生まれたか」がある。

³ 安藤は「母語」という言葉と「母国語」という言葉をかなり意識的に使い分けている。当時これらの語をあまり区別せず使う人が多い中、「母語」と「母国語」が一致しない状況、つまり植民地の二重言語状態を認識していたためだと思われる。

⁴ ルイ＝ジャン・カルヴェ『言語政策とは何か』西山教行訳、白水社 (2000)、8-14 ページ。

⁵ イ・ヨンスク『「国語」という思想』岩波書店 (1996)、96-7 ページ。

⁶ 同、105-17 ページ。

⁷ 上田万年「国語と国家と」(1894)、『明治文学全集 44 落合直文 上田万年 芳賀矢一 藤岡作太郎 集』筑摩書房 (1968)、110-111 ページ。

⁸ 同、113 ページ。また上田は同年の翌月に「国語研究に就て」(同、114-8 ページ) という講演を行い、国文学研究から国語研究を分かち、古い時代の言葉ではなく現在の言葉を対象とした科学的な「国語学」の創設や「標準語」の制定の提唱を行っている。

⁹ 安田敏朗『帝国日本の言語編成』世織書房 (1997)、74-5 ページ。

¹⁰ 上田の跡を継いで国語研究室の教授となった橋本進吉に見るとおり、上田が引退した明治中期以降は、国語学からこうした実践的・政治的な面を取り除き、西洋言語学の枠組みに従って、歴史的・通時的な研究に従事することがよしとされた。

¹¹ 保科孝一『国語政策』刀江書院 (1936)、136-7 ページ。

¹² 保科孝一『国語政策』刀江書院 (1936)、137-9 ページ。

-
- ¹³ 安田敏朗『植民地のなかの「国語学」—一時枝誠記と京城帝国大学をめぐって—』三元社（1997）、119-125 ページ。
- ¹⁴ 同、133-5 ページ。
- ¹⁵ 豊田国夫『民族と言語の問題』錦正社（1964）、87 ページ。
- ¹⁶ 同、89-96 ページ。
- ¹⁷ 同、77-85 ページ。
- ¹⁸ 安田敏朗『帝国日本の言語編成』世織書房（1997）、347-57 ページ。
- ¹⁹ 安田敏朗『脱「日本語」への視座』三元社（2003）、153-5 ページ。
- ²⁰ 台湾においても最初は漢文を用いて日本語と台湾語と中国語の対訳をしていた（国府種武『台湾における 国語教育の展開』第一教育社（1931）、115-6 ページ）が、1912年には全て直説法による教育に移り変わり、漢文という科目 1922年以降急激に減らされて、1937年廃止された（徐敏民『戦前中国における日本語教育』エムティ出版（1996）、42-3 ページ）。また、台湾初期の言語教育に非常に大きな影響力を持った伊沢修二も漢字・漢文を教育に利用することの有用性を説いたが、1897年伊沢が学務部長を辞職してからは漢文廃止に向かった（陳培豊『「同化」の同床異夢 日本統治下台湾の国語教育史再考』三元社（2001）、50-7 ページ）。
- ²¹ 国語政策と言語政策の違いについてはたとえば安田敏朗『近代日本言語史再考 帝国化する「日本語」と「言語問題」』三元社（2000）、55-65 ページ。
- ²² 前掲『「国語」という思想』、251-2 ページ。
- ²³ この区分は蔡茂豊『台湾における日本語教育の史的研究—一八九五年—一九四五年—』東呉大学日本文化研究所（1989）によった。
- ²⁴ 前掲『台湾を知る』、94 ページ。ちなみに信頼のにおける統計は日本統治時代の1905年に台湾史上初の人口調査を行うまで存在しなかった（『台湾総督府統計書』）。
- ²⁵ 国立編訳館『台湾国民中学歴史教科書 台湾を知る』、蔡易達・永山英樹訳、雄山閣（2000）、1-4 ページ。ちなみにこの本は台湾で中学1年生に歴史を教えるために使われている国立編訳館『認識台湾』国立編訳館（1997）の翻訳である。
- ²⁶ 同、29-42 ページ。
- ²⁷ 平埔族と呼ばれる。
- ²⁸ 林正寛「多言語社会としての台湾」、三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店（1997）、36 ページ。
- ²⁹ もっとも、近年になって母語復権運動が盛んになり、客家語や先住民族語も教育課程の中で学ぶことができるようになってきている（前掲「多言語社会としての台湾」46 ページにも言及がある）。
- ³⁰ 樋口靖『台湾語会話 第二版』東方書店（2000）、4-5 ページ。
- ³¹ 戦後台湾ではこの教育の結果原住民も含めかなりの割合の台湾人が台湾の「国語」を喋るようになったが、その陰で台湾語以外の客家語を筆頭とした少数言語が弾圧されていった。

³² たとえばフィリピンではスペインの領有時代はスペイン語を話すのは一部の支配階層のみに限られ、現地人がスペイン語を学ぶことを禁止するほどであったが、米西戦争の結果フィリピンがアメリカの支配するところとなると、アメリカは現地人に対して英語を教育し、いくつかの言語が混在する状況の中、英語を流通させようとした。のちに教育の便宜のため現地語のいずれかをフィリピンの「国語」として選定する際、文化的中心地であったルソンで話者が多かったタガログ語を「国語」として教育し、次いでフィリピンを統治することになった日本も、タガログ語を「国語」として日本語を公用語に据える（ただし当分の間は英語の併用も認める）、という方針を採ることになった。

また、インドネシアに関しても、日本がインドネシアを統治する以前の宗主国であったオランダは、スペインと同じく植民地の現地人には宗主国の言語を使わせない政策を行っていたが、日本が進出するに至って日本の言語政策ではインドネシアで使われている言語のうち一つ（マレー語）を選び出し、それをインドネシアの「国語」として制定し、これに加えて日本語を公用語として流通させる、といったものであった。

³³ 前掲「台湾における国語教育の展開」、138-148 ページ。

³⁴ 同、161-177 ページ。

³⁵ 同、180-194 ページ。

³⁶ 原住民から学費を徴収しなかったのは、原住民が教育費用の負担に耐えられなかったということも理由として挙げられるであろうが、むしろそれよりは本島人が儒教の伝統を受け継いで教育熱心であったため、学費負担を厭わなかった、という事情が本島人からの学費徴収を可能にした理由であろう。また、原住民に教育を行い日本的な生活をさせるのは、文明の進んだ近代国家としての責務といった考え方もあった。

³⁷ 国語学校については台湾教育会『台湾教育沿革誌』台湾教育会（1939）、546-7 ページ、師範学校については同書 610 ページ。

³⁸ 前掲『台湾における日本語教育の史的研究』、186-93 ページ。

³⁹ 台北帝国大学は 1925（大正 14）年伊沢多喜男総督時の総督府予算の中では台湾帝国大学と名づけられていたが、「内地」での帝国大学名は「東京帝国大学」「京都帝国大学」のように都市名を冠したものであったので、台湾に設置する帝国大学も内地の命名規則に則り、台北帝国大学と改められた。設立当初は文政学部と理農学部の 2 学部が設置された。

⁴⁰ これは「松阪の一夜」として中村忠行が「あとがき」として『安藤正次著作集 第六巻』、469 ページおよび「安藤正次先生伝略」として『安藤正次著作集 第七巻』、440 ページに書かれている。

⁴¹ 安藤の経歴の記述は「安藤正次先生年譜」として『安藤正次著作集 第七巻 言語学論考・附雑篇』雄山閣（1975）、448-50 ページに収められているものによった。

⁴² 前掲『「国語」という思想』、242-3 ページ。

⁴³ たとえば新村出が 1910 年に書いた論文、「欧羅巴に於ける国語競争」（『新村

-
- 出全集 第一巻』筑摩書房（1971）に収録）に見える。
- ⁴⁴ 前掲『国語政策』、70-1 ページおよび 130-2 ページ。
- ⁴⁵ 安藤正次「アイルランド自治州の国語政策」（1928-9）、『安藤正次著作集 第六巻 言語政策論考』雄山閣（1975）、34 ページ。
- ⁴⁶ 同、33 ページ。
- ⁴⁷ 安藤正次「二言語併用地域における言語教育」（1929）、『安藤正次著作集 第一巻 国語学論考Ⅰ』雄山閣（1974）、278-9 ページ。
- ⁴⁸ 安藤正次「方言の研究」（1947）、『安藤正次著作集 第三巻 国語学論考Ⅲ』雄山閣（1975）、284-5 ページ。
- ⁴⁹ 安田敏朗「植民地と「バイリンガリズム」」、167 ページに指摘されているように、二語併用状態は安藤以前にも状態としては認識されていたが、台湾の言語環境との比較など日本の状況を踏まえて「二語併用」という考え方を使っていたところが新しい。
- ⁵⁰ 安藤正次「日本語のむづかしさ」、『安藤正次著作集 第六巻』雄山閣（1975）、438 ページ。
- ⁵¹ 安藤正次「二言語併用地域における言語教育」（1929）、『安藤正次著作集 第一巻 国語学論考Ⅰ』雄山閣（1974）、288 ページ。
- ⁵² 同、289 ページ。
- ⁵³ 安藤正次「清朝国初の国語政策」（1916）、『安藤正次著作集 第六巻 言語政策論考』雄山閣（1975）、10 ページ。
- ⁵⁴ 安藤正次「日本語のむづかしさ」（1942）、『安藤正次著作集 第六巻 言語政策論考』雄山閣（1975）、433-4 ページ。
- ⁵⁵ 安藤正次『言語学概論』（1927）、『安藤正次著作集 第七巻 言語学論考 附雑篇』雄山閣（1975）、182-3 ページ。
- ⁵⁶ 安田敏朗『近代日本言語史再考』三元社（2000）、115-6 ページ。
- ⁵⁷ 安藤正次「世界の言語の国際的調査について」（1930）、前掲『安藤正次著作集 第一巻』、298 ページ。
- ⁵⁸ 安藤は閩南語や北京語（官話）、客家語といったものを「支那語」としてひとくくりにしていた。これは、彼が言語を見るときに、相互に会話に通じるかどうかといったことよりは、その言語が膠着語であるか孤立語であるか、といったような言語の素性を重視していた、といったことが理由として考えられる。このことも、安藤がなにより科学的な言語学を目指していたことの一つの証左と見ることができるだろう。
- ⁵⁹ 前掲「二言語併用地域における言語教育」、『安藤正次著作集 第一巻』、290-1 ページ。
- ⁶⁰ 安田敏朗「植民地と「バイリンガリズム」—安藤正次と台湾」、山路勝彦・田中雅一編『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会（2002）、173 ページ。
- ⁶¹ 前掲「二言語併用地域における言語教育」、『安藤正次著作集 第一巻』、289-90 ページ。
- ⁶² 同、291 ページ。

-
- ⁶³ 安藤正次「方言のみかた」(1920)、前掲『安藤正次著作集 第三巻』、268 ページ。
- ⁶⁴ 安藤正次「国語調査私見」(1921)、前掲『安藤正次著作集 第六巻』、294 ページ。
- ⁶⁵ 安田敏朗『日本語学は科学か—佐久間鼎とその時代』三元社 (2004)、39-41 ページ。
- ⁶⁶ 安田敏朗『「言語」の構築—小倉進平と植民地朝鮮—』三元社 (1999)、145-164 ページ。
- ⁶⁷ 金田一と小倉は安藤と同じく帝国大学言語学科出身であり、上田の教えを受けている。
- ⁶⁸ 安藤正次「方言研究の展望」(1931)、『国語教育』16 卷 10 号、80 ページ。
- ⁶⁹ 同、81 ページ。
- ⁷⁰ 前掲「植民地と「バイリンガリズム」」、『植民地主義と人類学』、175-6 ページ。
- ⁷¹ たとえば台湾における台湾語と同様の存在として、日本においては京阪語を考えることができる。安藤の『国語国字諸問題』には、標準語が普及したとき地方の方言は標準語と二語併用になるが、京阪語は標準語との二語併用の対象にはならないと考えており、むしろ標準語によって「国語」を統一すべきである、主張するのである(『安藤正次著作集 第六巻』、369 ページ)。
- ⁷² 安藤正次「方言の研究」(1947)、前掲『安藤正次著作集 第三巻』、290 ページ。
- ⁷³ 安藤正次「欧米人の日本語研究に就て」(1904)、前掲『安藤正次著作集 第七巻』、270 ページ。ほぼ重複する内容が「国語学上に於ける欧米人の貢献」(同 274 ページ所収)にもある。
- ⁷⁴ 同前。
- ⁷⁵ 同前。
- ⁷⁶ 前掲「世界の言語の国際的調査について」、前掲『安藤正次著作集 第一巻』、298 ページ。
- ⁷⁷ 安藤正次「方言研究の展望」、『国語教育』16 卷 10 号、82 ページ。
- ⁷⁸ 安藤正次「皇民の錬成と国語の台湾」、『国語の台湾』1 号、1941 年 11 月、3 ページから引用すると、「人口数の比率は、相異なる言語の、同一地域における接触関係において、重要な意義をもつ。歴史的・民族的・文化的の伝統の力がこれを妨げない限り、少数のものゝ言語が多数のものゝ言語に圧倒されるのが、言語の本質から見て理の当に然るべきところである。」となっている。
- ⁷⁹ 安藤正次『日本新文化史 古代』(1943)、『安藤正次著作集 第五巻 日本文化史論考』大鏡閣 (1974)、177 ページ。『日本新文化史』は『日本文化史』大鏡閣 (1922) を増補改訂したものであり、言語の系統所属に関する章などはこの間の日本語の系統研究の発展に伴って大幅に書き換えられているが、神道に関して記述したこの部分は仮名遣いの修正以外ほとんど変わっていない。
- ⁸⁰ 同、181 ページ。
- ⁸¹ 安藤正次『日本新文化史 古代』(1943)、『安藤正次著作集 第五巻 日本文

化史論考』大鑑閣（1974）、182 ページ。

⁸² 安藤正次『日本文化史 第一巻（古代）』大鑑閣（1921）、269 ページ、。

⁸³ 安藤正次「台湾に於ける国語教育」（1940）、前掲『安藤正次著作集 第六巻』、419-20 ページ。

⁸⁴ 前掲「皇民の錬成と国語の台湾」、3-4 ページ。

⁸⁵ 安藤正次「日本語普及の将来」（1943）、前掲『安藤正次著作集 第六巻』、443 ページ。

⁸⁶ 安藤正次「日本語普及の将来」（1943）、前掲『安藤正次著作集 第六巻』、443 ページ。

⁸⁷ 前掲「皇民の錬成と国語の台湾」、前掲『国語の台湾』5 ページ。

⁸⁸ 同、4 ページ。